

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十九条第一項の規定による、次の保険医療機関又は保険薬局の指定の辞退について、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公示する。

令和 七 年 十 月 十 日

中国四国厚生局長

依田 泰

|                 |  |  |  |  |  |  |  |                       |
|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------|
| プロソデンタルクリニック    |  |  |  |  |  |  |  | 名<br>称                |
| 広島市中区八丁堀一―一二―三F |  |  |  |  |  |  |  | 所<br>在<br>地           |
| 令和 七・一〇・一       |  |  |  |  |  |  |  | 辞<br>退<br>年<br>月<br>日 |

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定に基づき、  
以下のとおり保険医療機関の指定の取消しを行ったので、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關す  
る政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公  
示する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定に基づき、  
以下のとおり保険医療機関の指定の取消しを行ったので、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關す  
る政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公  
示する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定に基づき、  
以下のとおり保険医療機関の指定の取消しを行ったので、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關す  
る政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公  
示する。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十条の規定に基づき、  
以下のとおり保険医療機関の指定の取消しを行ったので、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に關す  
る政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき、公  
示する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 名称   | 所在地                     | 指定取消年月日    |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|-------------------------|------------|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 寺元医院 | 広島県豊田郡大崎上島町中野<br>一六〇八一五 | 令和七年十月三十一日 |